平成24年度県産特用林産物等の放射性物質検査の実施予定について

平成24年7月

担当課名　　林業振興課

1　目的

平成24年4月1日の食品中の放射性物質に係る新基準値施行に伴い「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正された（平成24年7月12日厚生労働省公表）ことに対応するとともに、県産特用林産物の安全・安心を確保するため、県産特用林産物の放射性物質検査を行う。

また、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」が改正された（平成24年3月28日農林水産省公表）ことに対応するとともに、県産きのこ資材の安全を確保するため、県産きのこ原木及び菌床用培地の放射性物質検査を行う。

2　基本的な考え方（品目の選定方法、検査実施時期、地域の選定等）

（1）出荷される主要な特用林産物、野生の特用林産物及びきのこ原木及び菌床用培地を対象とし、生産量等を踏まえて検査品目を選定する。

（2）各品目について、生産時期等に合わせて検査を実施する。

（3）生産状況等を考慮し、サンプル数や採取地を選定する。

（4）検査の結果は、県のホームページ等で随時公表する。

（5）県内で生産される主な特用林産物の検査の結果、厚生労働省が定める基準値を超えた場合、県は生産者団体等に対し、当該産地での当該品目の出荷自粛を要請する。

（6）県内で採取される野生の特用林産物の検査の結果、厚生労働省が定める基準値を超えた場合、県は採取者に対し、市町村単位で、当該品目の摂取及び出荷の自粛を要請する。

（7）県内で生産されるきのこ原木及び菌床用培地の検査の結果、農林水産省が定める指標値を超えた場合、県は生産者に対し、使用の自粛を要請する。

3　具体的な品目とスケジュール

表1　月別検査品目数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
品目数（下表）	2	4	0	0	1	4	4	3	2	2	0	1	23

表2　対象品目

分類	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
きのこ類		原木しいたけ（露地） 菌床しいたけ 菌床なめこ 菌床まいたけ			野生きのこ	原木まいたけ 菌床えのきたけ 菌床えりんぎ 野生きのこ	原木しいたけ（露地） 原木なめこ 原木まいたけ 菌床なめこ	原木しいたけ（露地） 原木なめこ 菌床なめこ				
きのこ原木等 菌床用培地等									きのこ原木 菌床用培地	きのこ原木 菌床用培地		
その他	たらのめ（野生） わらび（野生）											たけのこ